

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年12月1日(2016.12.1)

【公表番号】特表2016-502996(P2016-502996A)

【公表日】平成28年2月1日(2016.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-007

【出願番号】特願2015-547077(P2015-547077)

【国際特許分類】

A 6 1 K 39/145 (2006.01)

A 6 1 K 39/39 (2006.01)

A 6 1 P 31/12 (2006.01)

A 6 1 P 31/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/145

A 6 1 K 39/39

A 6 1 P 31/12

A 6 1 P 31/16

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月12日(2016.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

不活化全ウイルス、スプリットウイルス、サブユニットインフルエンザ抗原、および組換え抗原からなる群より選択される、1種または複数種の非生インフルエンザウイルス抗原、および

1種のカルボン酸と、水性媒体と、1種のモノグリセリドとを含む、アジュバントを含む、鼻腔内投与ワクチンとして使用するための組成物であって、ワクチンはウイルス排出を低減するために新生児～18歳の小児科対象においてインフルエンザに対する免疫性を与えるためのものである、組成物。

【請求項2】

小児科対象が、インフルエンザに対してナイーブな対象である、請求項1に記載の使用的ための組成物。

【請求項3】

小児科対象が8歳未満、例えば、6歳以下である、請求項1または2に記載の使用的ための組成物。

【請求項4】

小児科対象が2ヶ月～9歳未満、例えば、6ヶ月～8歳未満、好ましくは、6ヶ月～7歳未満である、請求項1または2に記載の使用的ための組成物。

【請求項5】

小児科対象が、乳幼児である、請求項1または2に記載の使用的ための組成物。

【請求項6】

非生インフルエンザウイルス抗原がスプリット抗原である、前記請求項のいずれか一項記載の使用的ための組成物。

【請求項7】

1種のモノグリセリドが、ラウリン酸(C12)、ミリスチン酸(C14)、パルミチン酸(C16)、パルミトオレイン酸(C16:1)、オレイン酸(C18:1)、リノール酸(C18:2)、ステアリン酸、ヘキサン酸、カブリル酸、デカン酸(カブリン酸)、アラキジン酸、ベヘン酸、リグノセリン酸、-リノレン酸、ステアリドン酸、エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、-リノレン酸、ジホモ-リノレン酸、アラキドン酸、エルカ酸、ネルボン酸からなる群より選択されるカルボン酸でモノエステル化されたグリセリドである、前記請求項のいずれか一項記載の使用のための組成物。

【請求項8】

1種のモノグリセリドが、パルミトオレイン酸(C16:1)、オレイン酸(C18:1)、およびリノール酸(C18:2)からなる群より選択されるカルボン酸でモノエステル化されたグリセリドである、前記請求項のいずれか一項記載の使用のための組成物。

【請求項9】

1種のモノグリセリドが、オレイン酸でモノエステル化されたグリセリド(オレイン酸グリセリル)である、前記請求項のいずれか一項記載の使用のための組成物。

【請求項10】

1種のカルボン酸が、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、パルミトオレイン酸、オレイン酸、リノール酸、ステアリン酸、ヘキサン酸、カブリル酸、デカン酸(カブリン酸)、アラキジン酸、ベヘン酸、リグノセリン酸、-リノレン酸、ステアリドン酸、エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、-リノレン酸、ジホモ-リノレン酸、アラキドン酸、エルカ酸、およびネルボン酸からなる群より選択される、前記請求項のいずれか一項記載の使用のための組成物。

【請求項11】

1種のカルボン酸が、オレイン酸およびラウリン酸からなる群より選択される、前記請求項のいずれか一項記載の使用のための組成物。

【請求項12】

カルボン酸がオレイン酸である、前記請求項のいずれか一項記載の使用のための組成物。

【請求項13】

アジュバントがオレイン酸グリセリル、オレイン酸、および水性媒体を含む、前記請求項のいずれか一項記載の組成物。

【請求項14】

ワクチン組成物が、ワクチン組成物100mLあたり約0.1g～約5.0gの範囲、またはワクチン組成物100mLあたり約0.1g～約2.0g、またはワクチン組成物100mLあたり約0.5g～約2.0g、例えば、0.5g～約1.5gの範囲の量のモノグリセリドを含む、前記請求項のいずれか一項記載の使用のための組成物。

【請求項15】

ワクチン組成物が、ワクチン組成物100mLあたり約0.1g～約5.0gの範囲、またはワクチン組成物100mLあたり約0.1g～約2.0gの範囲、またはワクチン組成物100mLあたり約0.5g～約2.0g、例えば、0.5g～約1.5gの範囲の量のカルボン酸を含む、前記請求項のいずれか一項記載の使用のための組成物。

【請求項16】

アジュバントミックス中の1種のモノグリセリドおよび1種のカルボン酸が、ワクチンの多くても10%w/v、または多くても5%w/v、または多くても4%w/v、または多くても3%w/v、または多くても2%w/v、または多くても1%w/vである、前記請求項のいずれか一項記載の使用のための組成物。